法律第四十九号

銀行法等の一部を改正する法律

（銀行法の一部改正）

第一条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の五　指定紛争解決機関」を

「第七章の五　電子決済等代行業
第一節　通則（第五十二条の六十一の二―第五十二条の六十一の八）
第二節　業務（第五十二条の六十一の九―第五十二条の六十一の十二）
第三節　監督（第五十二条の六十一の十三―第五十二条の六十一の十八）
第四節　認定電子決済等代行事業者協会（第五十二条の六十一の十九―第五十二条の六十一の二十）
第五節　雑則（第五十二条の六十一の二十一）
第七章の六　指定紛争解決機関」

に改める。

第二条中第二十二項を第二十五項とし、第十七項から第二十一項までを三項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の三項を加える。

17　この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。

二　銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

18　この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

19　この法律において「認定電子決済等代行事業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第四十七条第二項中「より」を「より」に改め、同項ただし書中「第八条」の下に「、第十二条の二第三項」を、「第二章の二」の下に「、第十七条」を加え、「第五項、」を「第六項、」に改める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

（外国銀行支店の事業年度）

第四十七条の四　外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年度の期間と同一の期間（当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が各月の初日であるものに限る。）とする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始の日の前日までとする。

第四十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　外国銀行支店の事業年度の変更をしようとするとき。

第五十二条の三十九第一項中「ときは」の下に「、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五　電子決済等代行業

第一節　通則

（登録）

第五十二条の六十一の二　電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

（登録の申請）

第五十二条の六十一の三　前条の登録を受けようとする者（次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。）の氏名

三　電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第五十二条の六十一の五第一項各号（第一号ロを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　その他内閣府令で定める書類

（登録の実施）

第五十二条の六十一の四　内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第五十二条の六十一の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ　電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ　次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1)　第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2)　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し